

令和5年6月29日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井康之  
(公印省略)

生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び  
保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和5年4月発行の社会保険通報第912号(P.46~47)に掲載してお知らせいたしましたとおり、下記について変更される予定です。

生活保護法指定医療機関の指定申請については、大阪市においては、令和5年7月1日から、保険医療機関に係る届出を行う際に、生活保護指定医療機関に係る届出を行う場合は、保険医療機関に係る届出と併せて、近畿厚生局を経由して大阪市長に届け出ることができることとなります。大阪市からは、生活保護指定医療機関宛に、6月末一括発送の医療券に同封して「生活保護法指定医療機関の届出に関するお知らせ」のチラシが送付されております。

また、近畿厚生局に確認いたしましたところ、7月3日から、近畿厚生局のホームページに掲載されている保険医療機関に係る届出様式について、生活保護指定医療機関に係る届出ができるよう変更する予定とのことです。

大阪市以外の大阪府、政令・中核市における取り扱いにつきましては、お手数をおかけしますが、各市の担当部署にご確認くださいませようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■生活保護法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について

生活保護法第49条において、厚生労働大臣は国の開設した病院若しくは診療所または薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所または薬局（以下「医療機関等」という。）について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定することとされております。

都道府県知事（指定都市および中核市内の医療機関であれば各市長）が指定する生活保護の指定医療機関に係る指定の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届については、都道府県知事に届け出ることとされております。

生活保護の指定医療機関の指定要件として、医療機関等が健康保険法に規定する保険医療機関または保険薬局であることを必要としていること及び変更があった場合に届け出る事項について、保険医療機関等の届出事項と共通していること等から、保険医療機関等に係る届出の際に、同一契機で生活保護の指定医療機関に係る届出を行う場合については、生活保護の指定医療機関に係る届出をあわせて、地方厚生局長に提出し、地方厚生局を經由して都道府県知事へ届け出ることができることとなりました。

これに伴い、生活保護の指定医療機関の申請、指定更新の申請、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届において、届出記載事項を保険医療機関等に係る届出記載事項と統一する等の様式の改正その他所要の改正が行われております。

本改正は、令和5年7月1日から施行されるものであります。

なお、生活保護の指定医療機関に係る届出のみを行う場合につきましては、これまでどおり、都道府県知事に届け出を行うものであります。

一般社団法人大阪府医師会  
保険医療課 TEL：06-6763-7001